

事 務 連 絡

平成 30 年 7 月 17 日

各業界団体 御中

国土交通省土地・建設産業局
不動産課

住宅宿泊管理業における個人情報保護法の対応について

本年6月15日から住宅宿泊事業法が施行されましたが、このうち住宅宿泊管理業については、個人情報保護法（以下、「法」という。）第44条第1項及び同法施行令（以下、「令」という。）第13条第1項の規定により、法第40条第1項に規定する権限（報告徴収・立入検査）が国土交通大臣に委任されたところです。

つきましては、住宅宿泊管理業者による個人情報の漏えい等事案が発生した場合には、住宅宿泊事業者及び管轄の地方整備局等へ速やかにご報告いただきますようお願いいたします。（別添2、別紙参照）

報告いただいた漏えい等事案は、国土交通大臣を経由して、個人情報保護委員会へ報告されます。

(参考資料)

・別添1

「改正個人情報保護法に基づく権限の委任を行う業種等及び府省庁並びに当該業種等における漏洩等事案発生時の報告先について」

・別添2

「個人データの漏えい事案の報告について」

※宛先（報告先）を適宜修正の上ご使用ください。

・別紙

「住宅宿泊管理業者を原因とする漏えい等事案発生に係る報告等の対応フロー」

<担当課>

国土交通省土地・建設産業局不動産課

TEL 03-5253-8111（代表）

※個人情報保護法の解釈や個人情報保護制度に関する一般的なご質問は、直接個人情報保護委員会へお問い合わせください。

個人情報保護法相談ダイヤル（個人情報保護委員会）

TEL 03-6457-9849

改正個人情報保護法に基づく権限の委任を行う業種等及び府省庁
並びに当該業種等における漏えい等事案発生時の報告先【詳細版】

業種等	府省庁	漏えい等事案発生時の報告先
株式会社地域経済活性化支援機構	内閣府 総務省 財務省 厚生労働省 経済産業省	内閣府 総務省 財務省 厚生労働省 経済産業省
金融庁所管業者(※1)	金融庁	金融庁、財務局、財務支局又は 地方公共団体(※2)
犯罪被害者等早期援助団体	国家公安 委員会	都道府県公安委員会
暴力追放運動推進センター		・都道府県暴力追放運動推進センターについては、都道府県公安委員会 ・上記以外については、国家公安委員会
警察共済組合	警察庁	警察庁
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構	復興庁 総務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省	復興庁 総務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省
電気通信業	総務省	・認定個人情報保護団体の対象事業者の漏えい等については、認定個人情報保護団体 ・認定個人情報保護団体の対象事業者以外の漏えい等については、総合通信局又は沖縄総合通信事務所
放送業		・認定個人情報保護団体の対象事業者については、認定個人情報保護団体 ・上記以外については、総務省、総合通信局又は沖縄総合通信事務所
郵便事業		総務省
信書便事業		・一の総合通信局又は沖縄総合通信事務所の管轄区域内の特定信書便事業者については、総合通信局又は沖縄総合通信事務所 ・上記以外については、総務省
債権管理回収業	法務省	法務省
公証業務		・法務局又は地方法務局の管轄区域内の公証人については、法務局又は地方法務局 ・上記以外については、法務省
更生保護事業		・保護観察所又は地方更生保護委員会が所管する更生保護事業者については、保護観察所又は地方更生保護委員会 ・上記以外については、法務省
株式会社日本政策投資銀行 生命保険契約者保護機構 損害保険契約者保護機構 日本投資者保護基金 銀行等保有株式取得機構	財務省	財務省
株式会社商工組合中央金庫	財務省 経済産業省	財務省 経済産業省
農業協同組合	農林水産省	・都道府県の区域を超え、かつ地方農政局の管轄区域を超える地区とするものについては、農林水産省 ・都道府県の区域を超え、かつ地方農政局の管轄区域内を地区とするものについては、地方農政局 ・上記以外については都道府県
農業協同組合連合会		・都道府県の区域を超え、かつ地方農政局の管轄区域を超える地区とするもの及び北海道の区域を地区とするものについては、農林水産省 ・都道府(沖縄県を除く)の区域を地区とする

		もの及び都府県の区域を超え、かつ地方農政局の管轄区域内を地区とするものについては、地方農政局 ・沖縄県の区域を地区とするものについては沖縄総合事務局 ・上記以外については、都道府県
農業協同組合中央会（※3）		・全国又は北海道の区域を地区とするものについては農林水産省 ・沖縄県の区域を地区とするものについては沖縄総合事務局 ・上記以外については、地方農政局
農業信用基金協会 JFマリンバンク支援協会 漁業信用基金協会 農林中央金庫 JAバンク支援協会		農林水産省
漁業協同組合 水産加工業協同組合		・都道府県の区域を超える区域を地区とするものについては、農林水産省 ・上記以外については、都道府県
漁業協同組合連合会 水産加工業協同組合連合会 共済水産業協同組合連合会		・都道府県の区域以上の区域を地区とするものは、農林水産省 ・上記以外については、都道府県
漁業生産組合		都道府県
商品先物取引業 商品先物取引仲介業	農林水産省 経済産業省	農林水産省 経済産業省
包括信用購入あっせん業 個別信用購入あっせん業		経済産業省又は認定個人情報保護団体（※4）
信用保証協会 前払式割賦販売業 前払式特定取引業 指定信用情報機関 認定割賦販売協会	経済産業省	経済産業省
宅地建物取引業		・二以上の都道府県内で営業している宅地建物取引業者については、各地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局 ・単一の都道府県内でのみ営業している宅地建物取引業者については、都道府県知事
マンション管理業 賃貸住宅管理業 測量業 住宅宿泊管理業		地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局
不動産特定共同事業	国土交通省	・二以上の都道府県内で営業している不動産特定共同事業者については、各地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局 ・単一の都道府県内でのみ営業している不動産特定共同事業者については、都道府県知事（1号事業者及び2号事業者に限る。）
不動産鑑定業		・二以上の都道府県内に事務所を設ける不動産鑑定業者については、各地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局 ・単一の都道府県内でのみ事務所を設ける不動産鑑定業者については、都道府県知事
建設業		・二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業をする建設業については、各地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局 ・一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をする建設業者については、都道府県知事

（※1）一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置して事業を営む貸金業者、平成17年改正保険業法の公布の際に特定保険業を行っていた民法第34条の規定により設立された法人のうち新法人への移行登記をした前日に都道府県知事の監督に服していた認可特定保険業者、都道府県の区域未満の区域を地区とする農業協同組合連合会・漁業協同組合連合会・水産加工業協同組合連合会及び都道府県の区域を超えない区域を地区とする農業協同組合・漁業協同組合・水産加工業協同組合を除く。なお、表中の他の「業種等」欄に金融庁が共管となっている業種が記載されている箇

所があるが、それらの「府省庁」欄及び「漏えい等事案発生時の報告先」欄に重ねて金融庁とは付記していない。

(※2) 詳細は「金融機関における個人情報保護に関するQ&A」問IV-7参照。

(※3) 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第9条の規定によりなお存続するものとされた農業協同組合中央会を指す。

(※4) 詳細は「信用分野における個人情報保護に関するガイドライン」II. 法令解釈指針・事例(7)個人データ漏えい等の報告等 参照。

平成 年 月 日

個人情報保護委員会 御中

組織名 _____
担当部署 _____
業種 _____
担当者 _____
所在地 _____
連絡先 (TEL : _____)

個人データの漏えい等事案の報告について

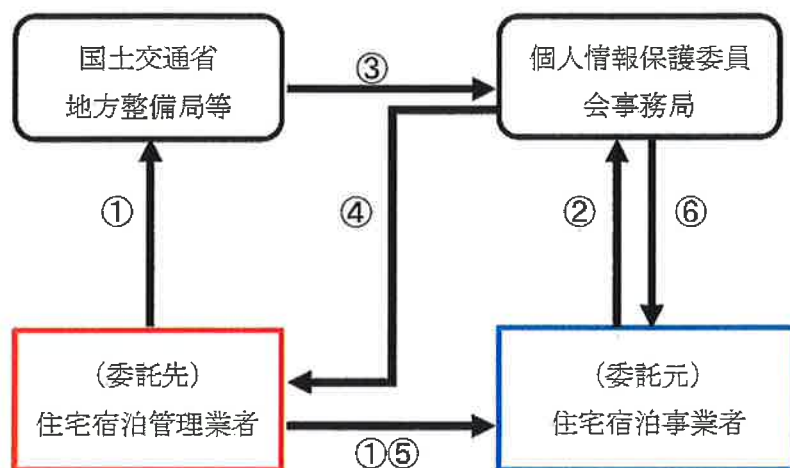
平成 29 年個人情報保護委員会告示第 1 号に基づき、下記のとおり報告します。

①報告種別	新規報告・続報（前回報告： 年 月 日）
②事案の概要 ※発覚日、発生日、発覚に至る経緯を含む	発覚日： 年 月 日 発生日： 年 月 日
③発生事実	<input type="checkbox"/> 漏えい <input type="checkbox"/> 滅失 <input type="checkbox"/> 毀損
④漏えい等した個人データ又は加工方法等情報の内容	
⑤漏えい等した個人データ又は加工方法等情報に係る本人の数	（ ）人 ※ 発覚した時点で把握した概数を記載
⑥発生原因	
⑦二次被害（そのおそれを含む）の有無 （被害がある場合はその内容）	
⑧公表（予定）	【事案の公表】 <input type="checkbox"/> あり（予定も含む） 公表（予定） 年 月 日 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 未定 【公表方法 ※ 「あり（予定も含む）」を選択した場合のみ記載】 <input type="checkbox"/> HPに掲載 <input type="checkbox"/> 記者会見 <input type="checkbox"/> 記者クラブ等への資料配布 <input type="checkbox"/> その他（ ）
⑨本人への対応等 ※連絡の有無及び対応内容を含む	
⑩再発防止策等	

⑪その他	
------	--

※ 前回報告から記載を変更した箇所には、変更した記載に下線を引いてください。

住宅宿泊管理業者を原因とする漏えい等事案発生に係る報告等の対応フロー



- ① 漏えい等を起こした住宅宿泊管理業者（以下「管理業者」という。）は、住宅宿泊事業者（以下「事業者」という。）に対して、事案の発生及び事実関係を報告するとともに、国土交通省地方整備局等に対して漏えい等事案報告書を提出する。
- ② 事業者は、個人情報保護委員会事務局に対して漏えい等事案報告書を提出する。
- ③ 国土交通省地方整備局等は、国土交通省本省経由で個人情報保護委員会事務局に対して、可及的速やかに漏えい等事案報告書を通知する。
- ④ 個人情報保護委員会事務局は、管理業者に対して漏えい等事案に関する事業者名を聴取する。その結果、②により事業者から漏えい等事案報告書の提出がないことを把握した場合には、管理業者に対して、当該事業者の連絡先を聴取するとともに、個人情報保護委員会事務局から当該事業者に連絡があることを伝えるよう依頼する。
- ⑤ 管理業者は、事業者に対して個人情報保護委員会事務局から連絡がある旨を伝える。
- ⑥ 個人情報保護委員会事務局は、事業者に対して連絡し、漏えい等事案報告書の提出をしようようする。